

平成 30 年度 第 3 回市川市環境審議会 会議録

事務局（環境政策課管理・調整グループ主幹）

それでは、ただ今より、平成 30 年度第 3 回 市川市環境審議会を開会いたします。

事務局（環境政策課管理・調整グループ主幹）

それでは、ここで定足数の確認をさせていただきます。

本日の会議の出席状況ですが、西原委員、平原委員、大野委員から「欠席」のご連絡をいただいております。

従いまして、現在、14 名の委員の方にご出席いただいております。「市川市環境審議会条例」第 6 条第 2 項において、委員の半数以上の出席と定められておりますことから、本日の会議は、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

本日の議題でございますが、

議題 1. 会長・副会長の選出について

議題 2. 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について

議題 3. 一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価方法書について
となっております。

なお「議題 1. 会長・副会長の選出について」でございますが、

今回の委員の改選により、現在、会長・副会長が不在でございますので、ここで、会長・副会長の選出をお願いするものであります。

選出にあたりまして、まずは、議事進行役となります座長を事務局で務めさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

事務局（環境政策課管理・調整グループ主幹）

それでは、皆様から異議なしのお言葉を頂きましたので、会長が選出されますまで、私が議事進行を務めさせていただきます。

本日の審議会における公開・非公開につきましては「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして「公開」とすることよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

事務局（環境政策課管理・調整グループ主幹）

それでは公開することといたします。

本日、傍聴を希望される方が 1 名いらっしゃいます。

傍聴希望者にお入りいただきます。

(傍聴者 入室)

事務局（環境政策課管理・調整グループ主幹）

それでは、議題に入ります。

議題 1. 「会長、副会長の選出について」でございます。

市川市環境審議会条例 第 5 条により、『互選する』となっております。

一般的には、『立候補』と『推薦』という方法がございますが、どなたかご意見ありますでしょうか。

石原委員

わたくしの意見でございますが、後藤委員を会長に推薦いたします。

後藤委員は、環境衛生学、公衆衛生学がご専門で、これまでも長年にわたり市川市環境審議会委員を務められており、過去には会長も務められ、豊かな知識と経験をお持ちですので、環境審議会の会長に適任だと思います。

事務局（環境政策課管理・調整グループ主幹）

ただいま、石原委員から、新会長の職を後藤委員にお願いできないかのご推薦をいただきましたが、みなさまいかがでしょうか？

(異議なしの声)

事務局（環境政策課管理・調整グループ主幹）

後藤先生、皆様からご賛同を頂いておりますので、ぜひ会長の職をお願いできますでしょうか？

後藤委員

皆様からのご推挙とあれば、お引き受けいたします。

事務局（環境政策課管理・調整グループ主幹）

それでは、よろしくお願いいたします。

ここで、会長が決まりましたので、私の役目は終わりました。

ご協力ありがとうございました。

後藤先生、会長席へ移動をお願いいたします。

後藤会長

後藤でございます。よろしくお願いいたします。もうこのような役目は回ってこないと思っていたのですが、石原先生、がんばりますので、皆様、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、環境審議会条例の第 5 条に従って、ここで副会長を互選することとなっておりますが、私は、道下委員に是非お願いしたいと思っています。

理由は、前平原会長の時に、副会長を務めていただいていたし、また地球温暖化対策推進協議会の副会長を務められていらっしゃるの、是非、道下委員よろしくをお願いします。

皆様、いかがでしょうか。

青山委員

会長が今、道下委員ということで推薦しましたが、いつも学識経験者ばかりなので、今回は商工会議所の代表として山中委員に副会長をやっていただいたほうが、変わっていくので良いのではないのでしょうか。

後藤会長

それも大変良いアイデアだと思いますが、どうでしょうか。ご意見を。道下委員も環境関係にはお詳しいし、今回の議題内容もそういうこともありますし。山中委員、今ご推挙がありましたが、いかがでしょうか。

山中委員

いきなりのご指名でびっくりしています。どうしても、というのであれば、やらせていただきますが。皆様のご異議がなければ、ということ。

稲葉委員

やはりクリーンセンターと北千葉道路は市川市にとって重い部分であるので、山中委員はまだ環境審議会に慣れていない状態で、いきなり副会長でその部分を背負うのはちょっと厳しいのではないのでしょうか。審議会の任期を一回終えてからでも良いのではないかと思いますので、道下委員に今までの経験を活かして、是非やっていただければお願いしたいと思います。

後藤会長

そうですね。私もそのように感じております。山中委員は今日が初めてですね。稲葉委員のおっしゃるように、勿論皆さんは専門の委員が集まっていますが、私としては道下委員にお願いしたい、と思っております。私の方からお願いしたいと。いかがでしょうか。

道下委員

会長からご推薦いただきまして、力不足とは思いますが、がんばってやらせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

後藤会長

どうもありがとうございます。ではこちらの方にご移動をお願いします。

道下委員、サポートのほど、どうぞよろしくお願いします。

それでは、議題の2に行きたいと思います。「市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について」まずは事務局より説明をお願いします。

環境政策課長

環境政策課長の萩原です。よろしくお願いします。

それでは、審議にあたりまして、事務局より説明させていただきます。

本日の議題であります「市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について」であります。

平成 28 年 11 月 9 日の本審議会で建設事業について説明させていただきましたが、本建設事業が千葉県環境影響評価条例の対象であることから、平成 30 年 9 月 18 日付け、環第 484 号にて千葉県知事より環境影響評価準備書に対して本市の意見を求められたところです。

現在、本市における一般廃棄物の焼却・破砕処理を担っております市川市クリーンセンターは、平成 6 年 4 月の供用開始から約 24 年が経過しており、老朽化のため、更新が必要となっております。

また、平成 27 年 5 月に策定しました「市川市一般廃棄物処理基本計画」において、「資源循環型都市いちかわ」を目指すべき将来像として定め、その基本方針の一つとして、「環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築」を掲げていることから、本市では、安全性・安定性に優れ、効率的に熱エネルギーを回収する、新たなごみ焼却処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設を整備し、運営することを計画しております。

一方、千葉県につきましては、処理能力の合計が 1 日あたり 100 t 以上の廃棄物焼却等施設の設置にあたりましては、千葉県環境影響評価条例に基づき、事業者において環境影響評価を実施することが義務付けられており、今般、同条例第 21 条において準用する第 10 条の規定により、千葉県知事から市川市長に対し、環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について照会があったものです。

なお、本準備書につきましては、平成 30 年 9 月 11 日付けで清掃部から千葉県知事に対して提出しており、提出にあたりましては清掃部と環境部 3 課で、その内容について事前に協議を行っております。

つきましては、本日、準備書の内容を事業者であります清掃部清掃施設計画課から説明させていただき、本審議会からのご意見を踏まえた上で、準備書に対する環境の保全の見地からの意見として千葉県知事に提出したいと考えております。

以上でございます。

後藤会長

はい、ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

事業者である、清掃施設計画課からのご説明をよろしくお願いいたします。

清掃施設計画課長

清掃施設計画課長の阪田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、環境影響評価準備書の概要についてご説明させていただきますが、本日の説明はかなり専門的な内容が含まれていることからコンサルタントを同席させていただいております。ま

た、説明が長くなりますので着座にて説明させていただきます。

まず、本日の説明内容についてですが、1. 環境影響評価制度について、2. 事業計画の概要、3. 環境影響評価項目の選定、4. 環境影響評価の結果、5. 縦覧及び意見書の提出の順に、ご説明させていただきます。

はじめに、環境影響評価制度についてご説明いたします。まず、環境影響評価とはどのようなものなのか、準備書とはどういう位置付けのものなのかについてご説明いたします。環境影響評価は別名、環境アセスメントとも言いますが、これは事業、今回は次期クリーンセンターの建設になりますが、この事業が周辺環境へ及ぼす影響について、事業を着手する前に調査・予測・評価するとともに、環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関等の意見を取り入れつつ、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みになります。今回まとめました準備書とは、環境影響評価の結果について、環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、作成した図書になります。なお、今回、準備書を取りまとめるにあたっては、環境保全課、自然環境課、環境政策課をはじめとする庁内の関係部署と調整の上、作成しております。この準備書に対する手続きを経て、環境影響評価結果をとりまとめた評価書が作成されます。

続きまして、環境影響評価の流れについて、ご説明いたします。千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価は、事業計画概要書、方法書、準備書、評価書の4段階の手続きがあります。本事業では、平成28年度に事業計画概要書と方法書の手続きを実施し、平成29年度から現地調査に着手し、現在は、右の図に示します準備書の手続きの段階となっております。この準備書に対して、住民の皆様からのご意見、関係市町村のご意見、県のアセス委員会の専門家からのご意見を踏まえた県知事意見が示されます。県知事意見を受けて、事業者として最終的な図書となる評価書を作成した後、工事に着手します。その後、建設工事時や施設稼働時の各段階で事後調査を行い、事後調査報告書を作成します。

続きまして、事業計画の概要でございます。スライドの右上に要約書の該当ページをお示ししておりますので、併せて参照いただければと思います。

(資料1・7ページ) 対象事業実施区域の所在地は市川市田尻1003番地外で、位置と致しましては市川市南部、江戸川放水路左岸の河口に近い場所になります。右図は対象事業実施区域の配置図になり、図面上の北側に現クリーンセンターがありまして、図中央にある管理棟を含めた太線で囲まれた部分が今回の対象事業実施区域となります。図中央の管理棟につきましては、既存建物を改修した上で引き続き使用する計画としております。

(資料1・8ページ) こちらは、対象事業実施区域を江戸川放水路の上空から見た写真になります。青い線で囲まれている部分が現クリーンセンターエリアで、右側の赤い線で囲まれている部分が、今回の対象事業実施区域になります。この場所は現施設の前の旧清掃工場の跡地で、現在は駐車場やテニスコート、植栽等に利用されている区域となります。右端の水色の屋根の建物は余熱利用施設のクリーンスパ市川で、その上が高速の高谷ジャンクションになります。

(資料1・9ページ) 環境影響評価の対象事業となるのは、廃棄物焼却施設の設置になります。施設規模と致しましては、ごみ焼却処理施設が1日当たり約440t、処理方式は、全連続燃焼式ストーカ炉方式で計画しております。また、不燃・粗大ごみ処理施設の施設規模は1日当たり約27tになり、現施設と比較しますと、ごみ焼却処理施設は約3分の2、不燃・粗大ごみ処理施設

は約 3 分の 1 の規模となる予定でございます。

(資料 1・10 ページ) 対象事業実施区域の江戸川沿いの範囲は、高規格堤防整備区間となっております。高規格堤防整備事業は、通常よりも幅の広い堤防を整備することで、想定外の洪水による堤防決壊から人命や財産を守ることを目的とした事業です。このため、高規格堤防は結果的に新施設の強靱化に繋がるものと考えており、本事業に併せて、対象事業実施区域内の高規格堤防を整備する予定となっております。想定盛土範囲と断面図についてはお示しするとおりでございます。

(資料 1・11 ページ) 次に公害防止計画ですが、法令を遵守するとともに周辺環境に対する影響をより低減するため、一部項目について法令に定められた規制値より厳しい自主基準値を設定しております。このうち、塩化水素については環境影響評価の結果により、方法書で計画していた 50ppm からより厳しい 30ppm に変更しております。また、騒音の自主基準値については、現施設稼働停止時の暗騒音が自主基準値を上回っていたことを踏まえ、周辺環境に影響を及ぼさない範囲で見直しを図っております。次の環境影響評価項目の選定からは担当者から説明させていただきます。

清掃施設計画課担当者

清掃施設計画課の河野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(資料 1・13 ページ) 続きまして、環境影響評価項目の選定についてご説明します。事業計画の内容と地域の特性を踏まえ、大気質、水質等の 16 項目を選定しております。これらの項目について、工事中の建設機械の稼働や、供用時の施設からの排ガス、施設の存在等の影響要因を踏まえ、環境影響評価を実施しました。

それでは、環境影響評価の結果についてご説明します。なお、このあとご説明いたします環境影響評価の結果につきましては、資料送付後に、スライド中の表現を「・・・と評価します。」という形に統一させていただきました関係で、スライドとお手元の資料 1 に一部異なる点がございまして、ことをご容赦くださいますようお願いいたします。

(資料 1・15 ページ) 大気質の一つ目の項目は、建設機械の稼働による粉じんの影響についてです。予測地点は、人の生活への影響を考慮し、対象事業実施区域周辺において、恒常的に人が利用していると考えられるクリーンスパ市川としました。降下ばいじん量として予測した結果、評価の基準として設定した、1 か月 1 平方 k m あたり 10 t という基準値を下回ることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。また、環境保全措置として、施工区域の周囲にフェンス等の仮囲いの設置、散水の実施等の土砂飛散防止を行います。

(資料 1・16 ページ) 続いて、工事用車両の走行による大気質への影響です。予測地点は、工事用車両が走行する道路の沿道地点として、原木 2 丁目付近の R1 地点、原木にあるコーナン付近の R2 地点、行徳中央病院付近の R3 地点としました。二酸化窒素および浮遊粒子状物質について予測した結果、すべての地点において、環境基準値を下回る結果となったことから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。また、環境保全措置として、工事用車両の整備、点検の徹底、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速といった高負荷運転を防止したエコドライブの徹底、工程管理や配車計画による工事用車両の集中防止等を実施します。

(資料 1・17 ページ) 続いて、施設稼働時の煙突排ガスの影響の予測結果についてご説明します。大気質については、年間の平均的な気象条件をもとに予測した長期平均濃度と影響濃度が大きくなる短時間の気象条件をもとに予測した短期高濃度について、予測・評価を行っています。まず、長期平均濃度の予測結果についてご説明します。例として、右の図は二酸化硫黄の長期平均濃度における、施設からの寄与濃度の分布を示しており、煙突排ガスの最大着地濃度出現地点は、対象事業実施区域の北東約 1.2 km の位置となると予測しました。また、施設からの寄与濃度とバックグラウンド濃度を合わせた長期平均濃度の予測結果は、二酸化硫黄の環境基準値を下回る結果でした。他の物質も、最大値の出現地点は同じ場所となります。予測結果につきましては、表中にお示しする通り、二酸化窒素は環境基準値および千葉県環境目標値を、浮遊粒子状物質とダイオキシン類は環境基準値を、また、水銀は中央環境審議会で定められた指針値を、それぞれ下回る結果となりました。

(資料 1・18 ページ) 次に、短期高濃度の予測結果についてですが、表にお示しするとおり、この条件においても、二酸化硫黄と浮遊粒子状物質は環境基準値を、二酸化窒素は短期暴露指針値を、塩化水素は目標環境濃度を、それぞれ下回る結果となりました。以上の結果から、廃棄物焼却施設稼働時の煙突排ガスについて、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。なお、下の表に示すように、排ガスについては周辺地域への環境負荷低減のために、項目によっては法規制値より厳しい自主基準値を設定し、これを遵守します。

(資料 1・19 ページ) 次に、工事の実施に伴う水質への影響です。工事区域からの排水は対象事業実施区域の東側を流れる高谷川へ放流します。工事中のアルカリ排水については中和処理を行ったうえで排水します。また、濁水については仮設沈砂池を設置し、濁りを沈殿する等の適切な濁水処理を行います。これらの対策を行うことで、高谷川へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。

(資料 1・20 ページ) 次に、廃棄物焼却施設の稼働による水質への影響です。まず、現施設の排水水質は、すべての項目において、排水基準を下回る濃度でした。また、現施設からの排水量は、河川流量に比べて約 0.07% であったことから、現施設の排水が高谷川の現況水質に及ぼしている影響は極めて小さいと考えられます。新施設においても、現施設と同等の排水処理を行うことにより、排水濃度や排水量は現況と同程度となることから、高谷川の水質は現状が維持されると評価しました。

次に、水底の底質について、施設排水中に含まれるダイオキシン類の全量が底泥に蓄積されたと仮定した場合の年間蓄積量は、環境基準値に対し約 5,600 万分の 1 であることから、その影響の程度は極めて小さいものと評価しました。施設排水の環境保全措置として、排水水質は法令を遵守するとともに、周辺の環境に対する影響をより低減するため、一部項目については法令に定められた規制値より低い自主基準値を設定し、また、適切な排水濃度の管理のため排水水質を定期的に測定します。

(資料 1・21 ページ) 次に、工事中の建設機械の稼働による騒音、振動の影響です。工事時の騒音、振動は、建設機械の稼働台数が多い時点を対象に予測しました。また、予測は、影響が大きくなると考えられる条件として、敷地境界に近接した位置で建設機械が稼働しており、さらに、想定した建設機械がすべて同時に稼働している状態で実施しました。予測の結果、規制基準値が適用される敷地境界地点において、騒音、振動とも規制基準値以下となることから、周辺環境へ及ぼす影

響は小さいものと評価しました。なお、スライド右下には、市のホームページに掲載されている騒音・振動レベルの目安を併せてお示ししております。（資料１・22 ページ）工事中に発生する騒音、振動についての環境保全措置としては、低騒音型・低振動型の建設機械の使用、工事区域外周への仮囲いの設置を行います。

（資料１・23 ページ）次に、工事用車両の走行による騒音、振動の影響です。予測地点は、大気質と同じ工事用車両が走行する道路の沿道３地点としました。工事用車両については、７時から１８時の間に合計 600 台が通過する条件としています。騒音レベルについては、現況でも環境基準を上回っている R2 地点において、予測結果も環境基準値を上回りましたが、工事用車両による騒音レベルの予測増加量は 0.6 d B であることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。

（資料１・24 ページ）工事用車両について、騒音と同じ条件で行った振動の予測結果は、すべての予測地点で要請限度値を下回る結果であることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。また、騒音、振動について、より環境への影響を低減するための環境保全措置として、工事用車両の整備、点検の徹底、急発進・急加速等の高負荷運転防止等のエコドライブの徹底、適切な工程管理や配車計画による工事用車両の集中防止を行います。

（資料１・25 ページ）次に、施設稼働時の騒音、超低周波音、振動の影響です。施設の稼働による騒音レベルは、周辺の幹線道路や鉄道等から発生する騒音により、現況で規制基準値を上回っていますが、施設の稼働による騒音レベルの増加量は、最大で 1 d B と予測されることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。また、施設の稼働による超低周波音については、現施設稼働時の調査結果が、平均的に超低周波音を感じるとされるレベルを下回っており、新施設においても、現況程度またはそれ以下の超低周波音の音圧レベルになると考えられ、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。

（資料１・26 ページ）施設の稼働による振動レベルは、規制基準値を下回ると予測されることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価しました。なお、振動の予測は、設備機器がそのまま地面上に置かれた条件での予測ですが、実際には基礎を持つ重い建屋の中に置かれるため、振動の影響はさらに小さくなるものと考えられます。騒音、超低周波音、振動の影響を低減させる環境保全措置として、処理設備は建屋内への配置を基本とし、騒音の大きな機器は、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納します。また、振動発生機器については、必要に応じて防振ゴム設置等の対策を講じます。

（資料１・27 ページ）次に、施設の稼働による悪臭の影響についてです。搬入、貯留される廃棄物から発生する悪臭については、環境保全措置として、プラットホーム出入口へのエアカーテン等の設置、搬出入時以外は可能な限りシャッター等で外部と遮断、ごみピット、プラットホームを負圧に保つことで外部への臭気の漏洩防止等の措置を講じることにより、周辺環境に及ぼす影響は小さいものと評価しました。また、煙突排ガスによる影響は、予測の結果、最大着地濃度となる地点においても、現況を悪化させないものと評価しました。

（資料１・28 ページ）次に、工事の実施に伴う土壌の影響についてです。対象事業実施区域における土壌調査の結果について、砒素、ふっ素及び鉛の基準不適合土壌が確認された区画については、土壌汚染対策法に基づく自主的な区域指定の申請を行い、形質変更時要届出区域に指定されました。形質変更時要届出区域における工事の実施にあたっては、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出

の届出等の必要な手続きを実施します。また、汚染土壌の運搬にあたっては、環境保全措置として、汚染土壌の飛散防止等の措置を講じることから、周辺に及ぼす影響は小さいものと評価します。また、地下水質について、汚染土壌由来の地下水は確認されていないことから、排水先となる高谷川の水質は現状が維持されるものと評価します。

(資料1・29 ページ) 次に、植物についてですが、現地調査の結果、対象事業実施区域及び周辺では、維管束植物 255 種等の植物の生育が確認され、これらの主要な生育地は江戸川や高谷川沿いであること、確認種のおよそ 3 分の 1 が外来種であること等が明らかとなりました。また、調査地域の植生としましては、対象事業実施区域内には芝地が広く分布していること、周辺にはヨシ群落、オギ群落、トウネズミモチ群落等 5 つの植物群落が分布していることが明らかとなりました。さらに、環境省や千葉県レッドデータブック等に該当する重要な種として、コギシギシ、アイアシ、シオクグの生育が江戸川沿いで確認されました。これらの現況を踏まえて、準備書では、植物相の変化、重要な種の生育状況の変化、植生の変化、植生自然度の変化について予測を行いました。いずれの項目も変化の程度は小さい、あるいは変化は生じないと予測・評価しています。なお、植物への影響を低減するため、事業の実施に際しては、市環境保全条例に準じた緑化等、区域内の緑化に関する環境保全措置を講じる計画としています。

(資料1・30 ページ) 次に、動物についてですが、現地調査の結果、対象事業実施区域及び周辺では哺乳類 3 種、鳥類 46 種等の生息が確認され、植物と同様、これらの主要な生息地は、江戸川や高谷川沿いであることが明らかとなりました。また、合計 33 種の重要な種の生息が確認され、対象事業実施区域内では、ニホンカナヘビ、ニホントカゲ、ゲジの生息が確認されました。これらの現況を踏まえて、準備書では、動物相の変化、地域を特徴づける種等の分布状況の変化、重要な種の生息状況の変化について予測を行いました。いずれの項目も変化の程度は小さい、あるいは変化は生じないと予測・評価しています。なお、動物への影響を低減するため、事業の実施に際しては、区域内の緑化に係る環境保全措置や工事排水、施設排水に係る環境保全措置を講じる計画としています。

(資料1・31 ページ) 次に、陸水生物ですが、現地調査の結果、工事排水や施設排水先となる高谷川では、魚類 10 種、底生動物 26 種の生息が確認され、特に魚類については、主にコイ科魚類のほか、ボラ、マハゼ等の汽水性魚類が生息することが明らかとなりました。また、重要な種として、魚類ではギンブナ、モツゴ、ビリンゴ、底生動物では、コシダカヒメモノアラガイ、テナガエビ、スジエビの生息が確認されました。これらの現況を踏まえて、準備書では、陸水生物相の変化、分布域の変化、重要な種の生息・生育状況の変化について予測を行いました。いずれの項目も変化は生じないと予測・評価しています。なお、陸水生物への影響を低減するため、事業の実施に際しては、工事排水、施設排水に係る環境保全措置を講じる計画としています。

(資料1・32 ページ) 次に、生態系につきましては、動植物及び陸水生物の調査結果より生態系を構成する地域区分や注目種等を整理し、事業による影響について予測を行っています。まず、現況の地域区分につきましては陸域生態系と水域生態系の二つに大別され、陸域は高谷川沿いの樹林・草地、江戸川河川敷の草地、人工被覆地・芝地により、また水域は干潟、水域により構成されています。このうち、人工被覆地・芝地が調査地域全体の約 6 割を占め、また、高谷川沿いの樹林は植栽起源であること等から、調査地域は総じて人為の影響を受けた環境となっています。また、

生態系を構成する種については、類型区分、動植物調査時における確認状況、食物連鎖の関係、事業による影響を勘案し、上位性をあらかず注目種としてサギ類、典型性をあらかず注目種としてギンブナ、ゲジを選定しました。これらの現況を踏まえて、準備書では注目種等の生息・生育状況の変化、生態系の変化について予測を行いました。いずれも変化しない、あるいは変化の程度は小さいと予測・評価しています。なお、生態系への影響を低減するため、事業の実施に際しては区域内の緑化に係る環境保全措置や工事排水、施設排水に係る環境保全措置を講じる計画としています。

(資料 1・33 ページ) 次に、景観についてですが、対象事業実施区域周辺は平坦な地形で、高架道路や工場・倉庫等の建物によって視野が遮られ、対象事業実施区域を視認できる地域は限られます。そのため、次期クリーンセンターを視認できる可能性がある場所は、江戸川堤防上等に限定されます。江戸川対岸からの景観の予測結果は、右の写真にお示しする通りです。新施設の建屋と煙突等が出現するため、江戸川対岸等からの眺望景観の変化はありますが、新施設は同様の人工物である現施設に隣接して立地するため、新たな景観構成要素が地域に出現するものではなく、景観に及ぼす影響は小さいものと評価します。景観の環境保全措置として、景観に違和感や圧迫感を与えることがないように、施設計画にあたってはデザイン、色彩に配慮し、周辺景観との調和を図ります。また、建物及び工作物等のデザインについては、市川市景観計画等に沿って計画します。

(資料 1・34 ページ) 次に、人と自然とのふれあい活動の場についてです。対象事業実施区域西側の江戸川左岸堤防上のサイクリングロードは、散歩、ジョギング、サイクリング等に利用されています。また、江戸川水面は潮干狩り、釣り等に利用されています。これまでご説明させていただきました騒音、悪臭、景観等に示す環境保全措置を行うことで、江戸川堤防上および水面での人と自然とのふれ合い活動の場の利便性、快適性の変化に及ぼす影響は小さいものと評価します。

(資料 1・35 ページ) 次に、廃棄物についてです。工事の実施に伴う建設廃棄物は、合計 2,240 t が発生すると予測します。建設廃棄物に対する環境保全措置として、千葉県建設リサイクル推進計画 2016 を踏まえ、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材およびその他の廃棄物について再資源化を促進します。これにより 2,056 t を再資源化し、処分量は 184 t となると予測します。このように、施工中に発生する建設廃棄物は、可能な限り再資源化することから、影響はできる限り低減されているものと評価します。

(資料 1・36 ページ) ごみ焼却処理施設からの焼却灰、飛灰処理物、焼却不適物の発生量は、年間 9,381 t であり、再資源化されるものが 5,600 t/年、最終処分されるものが 3,781 t/年と予測します。不燃・粗大ごみ処理施設からは、不燃・粗大ごみの発生量が年間 2,772 t であり、外部で再資源化されるものが 1,264 t/年、最終処分されるものが 1,508 t/年と予測します。一般廃棄物処理基本計画に基づき、焼却灰、鉄類及びアルミ類は、可能な限り再資源化します。また、飛灰処理物、焼却不適物、不燃物は最終処分とします。このように、稼働時に発生する廃棄物は可能な限り再資源化することから、影響はできる限り低減されているものと評価します。

(資料 1・37 ページ) 次に、工事の実施に伴う残土の影響です。新施設建設のためのピット等の掘削により発生する土量は 34,800 m³、埋戻し土量は 15,000 m³、残土量は 19,800 m³と予測されます。環境保全措置として、発生土は埋戻し等によりできる限り再利用することから、影響はできる限り低減されているもの評価します。なお、対象事業実施区域の一部の区画では汚染土壌の存在が確認されており、掘削土の一部は場外搬出する可能性があります。現時点では場外搬出の有無お

よび量は未定です。汚染土壌を場外搬出する場合には、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出の届出等の必要な手続きを実施します。

(資料 1・38 ページ) 次に、温室効果ガス等についてです。焼却施設の稼働により、二酸化炭素換算で 1 年あたり約 64,400 t の温室効果ガスの発生が予測されますが、焼却の熱を利用した発電等の環境保全措置を講じることにより、約 31,200 t の温室効果ガスに相当する量を削減するため、影響はできる限り低減されているものと評価します。また、廃熱は、余熱利用施設への熱供給、場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの発生を抑制します。以上で、環境影響評価の概要についての説明を終わります。

(資料 1・39 ページ) 次に、工事中及び供用時の事後調査の監視計画についてご説明します。工事中は、大気質、水質、騒音、振動について、工事の影響が最大となる時期に調査を実施する計画としています。また、事後調査の調査地点は予測・評価の対象地点としています。

(資料 1・40 ページ) 次に、施設の供用時は、大気質、水質、騒音、振動、悪臭について、施設の稼働が定常となった時期の 1 年間を基本に、適切な時期に調査を実施する計画です。また、事後調査地点は、現況調査地点を基本に設定しています。以上で、準備書の概要についての説明を終了します。

(資料 1・42 ページ) 最後に、準備書の縦覧及び意見書の提出の手続きについてご説明します。準備書は、9 月 25 日から 10 月 24 日まで市環境政策課等の 4 箇所とホームページで縦覧しました。また、環境保全の見地からの意見を 11 月 8 日まで提出することができます。

以上で、準備書の概要についての説明を終わります。長時間ご清聴いただき、誠にありがとうございました。

後藤会長

ご説明ありがとうございました。

この環境影響評価書準備書について、清掃施設計画課から説明がありましたが、平成 30 年 9 月 18 日付けにて千葉県知事から意見を求められているとのことですが、1 か月半ほど経過しておりますので、庁内での検討、意見集約などの状況、進捗について、環境政策課からご説明をお願いします。

環境政策課長

準備書に対する庁内意見についてご説明いたします。

県知事からの意見照会を受けまして、準備書に示された環境影響評価項目それぞれの所管課に、例えば大気汚染・騒音・振動等につきましては環境保全課、そういう形で照会をかけまして、環境政策課が庁内意見として取りまとめをしております。

主に 5 点ございまして、

1 つめは「事業の実施にあたっては、本準備書に則り実施することは勿論のこと、新たに疑義等が生じた場合、適切に対応すること」

2 つめは「緑化、エネルギー有効利用について、地球温暖化対策を鑑み、実行可能かつ積極的な措置を講じること」

3 つめは「工事の施工に伴う振動の影響について、工事計画の策定及び施工にあたっては環境保全措置の実施徹底を図ること」

4 つめは「工事の施工にあたっては、低公害型の建設機械導入等による大気汚染、騒音等の低減や油流出防止策を講じること。また、工事車両の通行については、大気汚染、騒音等以外にも、近隣住民や通学児童等への安全について、配慮すること」

5 つめは「工事施工中及び完了後について、環境保全措置が十分でないことにより周辺の環境が損なわれていると認められる場合は適切に対応すること」という内容です。

以上になります。

後藤会長

ご説明どうもありがとうございました。

事業者から準備書の内容について、そして事務局からは庁内意見について説明がありましたけれども、委員の皆様、ご質問やご意見などありましたら積極的に挙手をお願いします。

青山委員

36 年度というのは平成 36 年度のことでしょうか。西暦でいうと 2024 年、6 年後ということですね。その頃は環境も変わってしまうし、この場所は南側は川だし、北側は工場地帯だし、そんなに住民に与える影響は無いと思うのですが、その都度その都度環境に影響があった場合には改善するということでしたが、ひとつ疑問なのは事業の規模ですね。600 t から 440 t に減ってしまっていますが、これだけで処理能力は足りるのでしょうか。

清掃施設計画課長

処理規模につきましては、市川市一般廃棄物処理基本計画に則りまして、その目標値を基に算定しております。人口は減少する見込みとなっておりますが、現状はまだ微増な状況でございます。災害廃棄物の余力分等も含めた中で、市民生活に影響がない形で施設規模については算定している状況でございます。

青山委員

わかりました。先ほど市長が人口が 50 万人に迫る勢いだと、震災以来約 7 年くらいですね、あの時は 46 万人くらいに減ってしまったが、そこから 4 万人前後増えてしまったということは、これからまだ増える可能性はあると思うんですが、足りなかったらまた作らなければならないですね、次の処理場の計画は考えていますか。

清掃施設計画課長

施設規模に関しては、そのような懸念も当然あるかと思います。ただ、施設規模の算定については、今現在の施策だけで決めるものではなく、ごみの減量化等も踏まえて決めていく必要がございますので、そういった施策、ごみを減らす施策も合わせて清掃部として検討して、今の計画で進めて参りたいと思っております。

青山委員

わかりました。減らすと言っているけれど、ごみはなかなか減らないと思う。コンビニ等に行くと溢れている。なので、もう少し長期的に見て設計して行ってほしいし、環境問題については、この場所はそんなに環境に敏感になることはないと思いますよ。ただ、残土を運ぶときに車両を使うのか、海が近いから船で運んでしまうとか、違う方法も考えた方がいいと思います。今のところはまだ6年後ということで、考える余地があると思うので、良いごみ処理場を作ってもらって、ごみの減量対策、ごみの使用料をもらわなければならないのではないですかね、袋代1枚10円とか50円とかね。わかりました。よろしくお願いします。

後藤会長

まずはごみを出さないということですね、廃棄物に関する第一原則は。

石原委員、何かございますか。

石原委員

今日はこのプレゼンテーション資料の中の点を4つ聞きます。

ページに沿って、まず17ページの稼働後の大気質の影響予測、この中の長期平均濃度の二酸化窒素が、環境基準値0.04ppmのところ0.039ppmとほとんど予測値が上限値に近い。次に18ページ、その下の短期高濃度の塩化水素も基準値0.02ppmのところ0.019ppmとかなり近いと思います。他は基準値に比べてかなり低いと思うが、この2点についてはかなり近いため、振れもあると考えると、結構、不安要素かなと思います。

こういう結果が出たことに対してどう思っているのか、あるいは何か対応ができるのかお聞かせいただきたい。あと2つは後にしますか。

コンサルタント

今回の環境影響評価の調査・予測・評価をさせていただきましたコンサルタントのエイト日本技術開発の大谷と申します。

まず、今の大気質のご質問の長期平均濃度の二酸化窒素ですけれども、この地域がもともと環境基準値の0.04ppmに対して、現況で0.039ppmに近い値になっておりまして、今回の施設の影響はほとんど乗っていないような値の結果となっております。長期平均濃度については、この地域の特徴としてこのような値となったということで、影響の程度としてはかなり小さい状況となっております。

もう一つ、塩化水素については、基準値0.020ppmに対して予測結果0.0190ppmという状況です。予測の考え方ですけれども、かなり危険な条件を設定しております。長期平均濃度とは違いまして、短時間の気象条件を、1時間の気象条件を使いまして、特に煙が拡散しにくいような気象条件を幾つか設定しております。その中でも、特に一番濃かった状況ということで、最悪の条件に近い状況で0.0190ppmという値となっております。また、冒頭の事業計画の説明の中でもご説明させていただきましたが、方法書の時には排出の自主基準値を50ppmという設定をしていたのですが、その条件ですと基準値に比べて厳しい結果になってしまうため、事業者様とお話しさ

せていただき、最終的に 30ppm まで、6 割まで下げるという対応により、現状、このような予測結果となっています。

それからもう一点ですけれども、これはあくまでも予測という状況でございます。いろいろな不確定な要素、事業計画の内容もそうですし、気象条件等も不確定な要素が含まれております。実際には施設が稼働した時点において一年間、代表的な時点で影響が最大となるようなところを捉えまして、事後調査をやっていくということで、そちらで実際にどのような環境影響があったのかということの結果として把握できるというふうに考えております。

石原委員

わかりました。特に長期の二酸化窒素については、もともとこの地域では出ているため、稼働によって出るプラスアルファ部分はそんなに多くないということですね。次の短期の塩化水素については、確かに厳しい条件をいろいろ当てはめてやるというのはわかります。ただ、質問としては、他のところでもいろいろな予測をする中で、そういう条件でやってみて、基準値に近い結果が出たときに、実際に稼働したとき、もちろんこれは最大値の予測ですが、そういう結果に達することはないのか、ご経験を聞かせていただきたい。

それから、最初に 50ppm の排出だと厳しかったから 30ppm に下げた、要するに電気集じん器等いろいろなことをやって、何をやったら下げられるのか、その分、設備費がかかると思いますが、何をしてこのように下げるのか、また、もし超えた場合、どのような対応をとるのか、教えてください。

コンサルタント

実際に我々は、いろいろなところでこのような事後調査をやらせていただいておりますが、実際こういった気象条件を特異的に実測として捉えるということはなかなか難しく、実績としてこのような厳しい結果を観測することは、なかなかないというのが実情でございます。

後藤会長

ちょっとよろしいでしょうか。いまのはちょっと答えになっていないですね。もしも超えるようなことになるようなことになれば、どうするのかという点は。

清掃施設計画課担当者

それではご説明させていただきます。排ガス処理設備に関して、現施設からの一番主な変更点といたしましては、先ほどもお話ありました集じん装置が、電気集じん器からバグフィルタというろ過式集じん器に変更される点です。電気集じん器が、排ガス中の粉じんに電荷を与えて電気力によって粉じんを捕集するのに対して、バグフィルタは、ろ布と呼ばれるフィルタで排ガスの方をろ過する方式ですから、まず粉じんの集じん率が上昇します。電気集じん器に比べてバグフィルタは、より低温での集じんが可能であることから、現在、190℃前後で電気集じん器を運転しているのに対して、160～180℃ぐらいまで下げられます。そのバグフィルタの前段で消石灰等のアルカリ剤を吹いたり、活性炭とかの吸着剤を吹くことによって、ろ布の表面上で塩化水素や

ダイオキシン類等の有害物質を効率よく除去することができます。この点において、塩化水素の自主基準値を 50ppm から 30ppm に下げても達成可能と考えております。

後藤会長

はい。ありがとうございます。では、3 点目。

石原委員

そこは吹き付けの量を増やすことによって下げることが可能だということですね、わかりました。

次は、37 ページでございます。これは残土が出てくるということですが、高規格堤防をつくることになっているから、この盛土に使えて搬出しなくて済むとか、搬出する量が減るとなっているのか、それともこれは全く別物なのか、教えてください。

清掃施設計画課担当者

ここで出てくる残土の量については、高規格堤防の方に用いる量としては含めておりません。高規格堤防に使える土にはいろいろと制限がかかる可能性があるため、現状では、ここの中で出た土を高規格堤防にそのまま使うことができるかというのが未定であるため、そこは含めない形で予測評価をしております。

石原委員

つまり、最大これだけ排出しなければいけないということだが、上手にやってここで使っていただく方が、コスト的にも、汚染についても搬出しなければよいと思うが、そういう努力はするということですね。

清掃施設計画課担当者

検討はしたいと考えております。

石原委員

結果はどうなるかわからないが、わかりました。

次の 38 ページの温室効果ガスのところで、コメントの一番下から 2 行目に助燃剤の消費の低減と書いてあるが、今も助燃剤は使っていると思うが、当然できれば助燃剤なんか使わずにごみ発電の中から有機物がちゃんと燃えてくれればいいが、それこそ水分を絞ったものであるとか、生ごみを外してもらうとかすれば、助燃剤は減ってくると思う。私はできるだけ助燃剤を減らしてほしいと思っているが、ただただ助燃剤低減と書いてあるが、具体的に何をやっているのか、今後はどうやって低減になっているのか、現状よりどの程度低減しているのか、このように一言で低減と言われても何を言っているのかわからないので説明していただきたい。

清掃施設計画課長

今の質問に関しては、持ち帰って検討し、後日回答させていただくことで対応させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

石原委員

わかりました。ありがとうございました。私は以上です。

高橋委員

私、漁業者代表の高橋と申します。先ほどの石原委員と同じところについて、二酸化窒素の数値がかなり高かったのも、それで私は行徳に住んでいるんですけど、対岸を挟んで江戸川区の清掃工場があって、その環境基準とこちらの環境基準とが重なった場合、どういう数字が出るのか、疑問に思ったんですけど。例えば、これは、ここの工場の数値であって、うちの方の行徳の地区は、隣の江戸川区の方からたぶん煙とかが流れてきます。それが、ダブルで重なった時に、数字的にはものすごく高くなるんじゃないかと思うんですが、そういう隣の区との話し合いというのはないんですか。

コンサルタント

隣の区との話し合いということの前に、現況の状況について、説明させていただきたいと思います。今回、環境影響評価を実施するにあたり、平成 29 年度、一年間の現地の実測を実施しており、これは事業区域と周辺の 4 地点の合計 5 地点で測定しております。

その大気質の結果の中には、行徳の方についても行徳駅前公園の地点で、こちらは市川市の常時監視測定局で従来から測定されているデータを使わせていただいておりますが、そういった周辺の 5 地点で測定した結果を基に、将来、新しい施設が稼働したものを上乗せするという形の評価をしております。先ほどの江戸川区からの影響ということですが、江戸川区の方も現施設が、現状稼働しておりますので、そちらも平成 29 年度に測定した結果の中に、江戸川区からの影響及びその他いろいろな発生源、道路を含めていろいろな発生源があるかと思いますが、そういった影響が含まれたのが現状という扱いをさせていただいており、そこに新しい施設を上乗せして稼働した時の影響がどうなるのかという観点で、今回、予測と評価をしております。

後藤会長

はい、ありがとうございました。高橋委員、それでよろしいでしょうか。

高橋委員

私は数字的には全くの素人なので、疑問に思ったことです。それともう一点、私は漁をやっていると同時に、江戸川放水路で船宿を営んでいます。環境問題、水質の方で、全く古い話で恐縮なのですが、一時、デキモノができたハゼが大量に発生したんですね。その場所が、クリーンセンターの前あたりでした。当時、私共、表に出してしまうとお客様が来なくなってしまうので、どうしたらいいものかと。クリーンセンターの影響とかそんなことは考えていませんでしたよ。

行徳地区はもともと六価クロムを埋めた経緯がありまして、その水が流れてそういうふうになってしまったのかと当時仲間内で話していました。当時、ダイオキシン類とかそういった問題もありまして、全くの素人なもので、今日は専門の先生がいらっしゃるので、ダイオキシン類とかそういったことでハゼに影響が出てしまうのか、お聞きしたい。

後藤会長

私も直接的な専門家とは言えませんが、これは確かに水質汚濁物の影響であると思います。今回のクリーンセンターに関しての大気、あるいは排水ですか、直接的なものではなく、おそらくですが、わかりません。いろいろなデータがあると思いますが、今の話を聞くと、たぶんクロムあるいはカドミウムの影響が大きいのではないかと思います、わかりません。今回の直接的なものとは少し違うような気はしています。

高橋委員

最近ではデキモノができたハゼというのは何万匹に1匹とか出るらしいですが、今はほとんどいなくなりましたね。当時、出たときは商売にも影響しますし、あまり大きなことを言ってしまったら大変なことになるので黙っていたとかそんな悪いことではないのですが、全くの素人なものですから、なぜこんなふうになるのかということで、首を傾げた状態でした。

後藤会長

広い研究の範囲に入ってくると思います。

それでは、小倉委員、何か専門の立場から、質問等よろしくお願いします。

小倉委員

ハゼのことはわかりませんが、エネルギーの仕事なので2点だけ。最後の温室効果ガス等のところですが、焼却による排出量と発電の削減量ということで、確かに発電量というのは効率は上がっているようなのですが、さすがにこれはエネルギーシステムとしては、簡単なエネルギーフロー図ぐらいないと誰も納得ができないと思います。ごみ由来の発電でエネルギーとCO₂がどれくらいで、発電、ここの部分のスキームが発電してどうしたか、あるいはもう一つ廃熱もあると思うのですが、これでエネルギーがこれくらいになっているという簡単なエネルギーフロー図が、プロセス、あるいはシステム図に対して付けたのが、普通はエネルギーシステムに対してはあると思うのですが、でないとエネルギー収支が分からないので、それは載せた方が良いと思いましたというのが1点です。それと、出た廃熱利用を、余熱利用施設へ持っていつていると書いてありますが、これはいろいろと規制があるのですが、廃熱利用で石油、石炭、天然ガス等で使う量を減らせたというのであれば、おそらくCO₂削減量に載せていい部分はあると思うので、フロー図で書いて証明すれば載せられるのではないかと思いますというのが2点目です。

コンサルタント

ご質問 2 点ございまして、1 点目のエネルギーフロー図の方については後日回答させていただきたいと思います。もう 1 点、熱の利用のところを温室効果ガスの削減量に定量的に示せないのかというようなお話でございました。今回、現施設と同様に新しい施設も廃熱の利用として隣接するクリーンスパ市川への熱供給とそれから施設の給湯、冷暖房等への熱利用という大きく 2 つの方向性があるというところまでは明確となっております。ただ、先ほどの熱フローのところにも関係してくるのですが、その将来的な新しい施設の熱の利用、あるいは熱の発生量のプロセスまで、あるいは熱の利用のプロセスまで具体化できていないところがございますので、そこは定量的に明示をしなかったということで今回は整理させていただいたという状況でございます。

山中委員

35、36 ページになりますが、廃棄物再資源化、特に運用してからの 36 ページの方だと思うんですが、現状の施設ではだいたい 5 割以上の再資源化できるというふうに予測をされていますが、どれくらい再資源化をされていて、この施設をつくるとこういう理由でどのくらい上がるのかということを提示していただかないと、この数字だけだと、「え、これ本当なの」という感じになってしまいますので、その辺をお聞きしたいと思ひまして、質問させていただきました。

コンサルタント

今回の環境影響評価の観点として、新しい施設が出来たことによる、建設も含めて、影響の度合いを示させていただいております。現施設との前後比の比較ということは、今回、直接的には、整理していない状況でございます。

山中委員

この数字にどういう根拠があるかというところなんです。5 割以上ですからね。9,381 t /年から 5,600 t /年の再資源化というところで。

清掃施設計画課長

数字の根拠はあると思うので、調べた上で後日また回答させていただきたいと思います。

新井委員

先ほど石原委員がおっしゃってた、38 ページの温室効果ガスのところですけども、助燃剤の消費の低減が CO₂ の発生を抑えるということでしたが、助燃剤の消費が増えていると CO₂ は増えるということなんですか。助燃剤をもう少し使わなければ、CO₂ は減りますよということですよ。どうやったら減らせるか等、先ほどの件はしっかりと一般市民には伝えていただきたいと思ひます。素人なので、どのくらい使えばどうなるというのがわからないので、確率みたいな数字を教えてください。

また、新施設の土壌の下は調べていますでしょうか。例えば、掘りました、こういうのが出てきましたっていうことはたまにあったりするので、現施設をつくるときに何かを埋めてしまった

とかそういうこともあり得ないので、新施設の土壌を調べて大丈夫なのかというのは教えていただきたいと思います。

清掃施設計画課担当者

まず助燃剤についてお答えさせていただきます。助燃剤の詳しい数字については今手元に資料がございませんので、改めてご回答させていただきたいと思いますが、助燃剤というのは、例えばごみを最初に燃やすために石油等の化石燃料を使って、最初に燃やすために主に使ったりしますので、その量が減る、要は石油等の燃料を燃やす量が減ればCO₂の排出の削減にも繋がるものと考えております。

2点目の土壌汚染の調査につきましては、新施設の計画地は今の施設の前の清掃工場が建っていた土地であり、旧施設の配管やピット等の下を地歴調査の結果から汚染の恐れありと判断し、地下深くまで、配管下は2メートルほど、ピット下は5メートルほどの深度まで調査をしております。28 ページにお示ししている図で、砒素、ふっ素、鉛が基準値を超過しております。また、この周辺の土地は飲用井戸がなく、また、汚染土壌が確認された区域は盛土、舗装がされているため、摂取経路のリスクについては健康被害の恐れがない区域として形質変更時要届出区域という区域に今指定されております。一部、旧施設のピット下が調査できなかったため、建設時にこのピットを撤去する際には追完として調査をする予定としております。

久保川委員

1点だけ質問。冒頭の青山委員でも質問されていましたが、9 ページで、ごみの焼却処理規模ということで、現施設が600 t/日で新施設は440 t/日に下げると、これはごみの減量化云々という話でした。ただ、ずっと技術革新をされている中で、処理方式も変わらない、同等の状態ですが、前回の審議会の中で別の清掃工場、江戸川ですかね、現処理能力300 t/日が2基ということで、1日600 t可燃ごみを焼却されているわけですが、同等の施設で江戸川は平成39年に建て替えを行うと、江戸川も当然ごみの減量化に向けて動いているのに同等の施設にするとしていますが、市川は同等にしないで減らす理由というのはどこにあったのか、この辺の数字の根拠、技術革新の中でという部分も含めて伺いたい。

清掃施設計画課担当者

はい、ただいまの質問にお答えいたします。技術革新ということよりも、現状600 t/日の施設ではありますが、そんなに多くのごみを燃やしていない、ごみの量が順調に減っているということもありますので、現状はスカスカの状態で運転をしていると、実際には3百何tというレベルでしか燃やしていないというのが現状ですので、その量を見越して、そういったことも踏まえまして、新施設の処理規模を小さなものにしようと考えております。

久保川委員

その辺は工事の費用のコストも含めてということですか。例えば、先ほどの1日300 tという部分は、今3基稼働しているのを2基にするとかということも含めてということなのか。

清掃施設計画課担当者

単純に規模が小さくなればその分コストも小さくなるとは十分に考えられることだと思います。ただ、次の施設を2基にせず3基にした理由と言いますと、例えば3基の方が安定的にトラブルがあったときにも対応できますし、3基の場合の方が、ごみピットの量、工事時に掘削する量を減らすことができるということもありまして、そういったことを総合的に踏まえまして、2基とせずに3基とさせていただいております。以上でございます。

久保川委員

言っている意味は分かるのですが、3基を2基につくり替えろということではなくて、3基はたぶん必要だと思うのですが、例えば3基まるごと稼働させるのではなくて、2基でローテーションしながら1基をメンテナンスするようなイメージもできると思うんです。今の現状の状態でつくれるものだったらどうなのかなと確認をしたかったんですけど。

清掃施設計画課長

施設規模の算定におきましては、稼働率というものがあります。当然今おっしゃったようなメンテナンスの期間を考慮した中で処理規模を決めていますので、そういった中で3基ということとしています。現状の施設は、当初そのような形で設計はしているのですが、人口は増えたものの、ごみの資源化等が進んだ中で、600 t/日をフルに使っていないような状況です。今のごみの現状の量、今後のごみの減量の施策や将来に向けてのごみの減量の推移等を予測した中で、過大なものをつくってしまうと建設費が上がってしまうので、足らなくなってしまうのではというご心配もあると思うのですが、総合的に踏まえた中で、唯一市川市はこの場所1箇所にしかないものですから、市民生活に支障が出ないような形で安定処理ができるということも踏まえた中で、総合的に施設規模や炉の数等を決めているというところでございます。

道下副会長

いろいろ話を伺って、前回の江戸川清掃工場ではCO₂削減等のクリーンセンターの設計にいろいろ考えられていたので、市川市もきっとCO₂削減の新たな良いクリーンセンターになることを期待しておりますし、また、こちらにも、業者さんへのエコドライブ指導を遂行していくと書いてくださっていたので、地球温暖化の方もエコドライブは市民にも推奨していますので、業者の方にも徹底してCO₂を少しでも少なくして工事とかをやっていただけたらと思いますし、周りに温泉機能を持った施設もありますので、市民の方がくつろぐのに、ただ焼却炉だけではなくて、憩い、そこへ来て落ち着く雰囲気の焼却センターみたいなものにしていただけたらと、素人ながら思います。よろしくお願いいたします。

高坂委員

3点ほどお尋ねします。

要約書の方で聞きますけど、84 ページ、表 7-2-4.6 の工事車両の走行による騒音の調査結果で、3箇所ほど基準より上回っているところがあるけれども、これは何らかの対策をとるという

ことなのか、それともこれでここはしょうがないということなのかどうか。

それから 110 ページ、土壌汚染の調査の件ですけれども、ここにも第二種特定有害物質というところで、砒素が 13 地点、ふっ素が 15 地点、それから右側の鉛及びその化合物についても 1 地点上回っているとありますが、このままでよいということなのかどうか、教えてください。

最後に、ごみの焼却処理施設の稼働による廃棄物の再資源化、とりわけ焼却灰の再資源化というものがここで出てくるけれども、焼却灰はそのままだと再資源化にはならないので、何らかの処理をすると思うんだけど、それはどういうことをやるのか教えてください。

コンサルタント

まず、1 点目の道路交通騒音に関してですが、基準を超えている地点に対する考え方としては、現況より悪化させないようにするのが重要であると考えています。予測計算結果で、基本的には増加分が 1 d B よりも少ない 0.6 d B という数値になっています。一般的にその場所で人が音を聞いていて音が大きくなったと感じるのが、大体 3 d B と言われておりますので、今回につきましては 0.6 d B なので、ほとんど人にとっては増えたというふうに感じないようなレベルであり、人が感じるレベルでは現況と変わらないため、特に対策等は行うことはないということです。現況で基準を超えているところについては、基本的には道路の管理者の方でのまず対応となりますので、こちらが率先して今回の事業で対応するとは考えていないということになります。

清掃施設計画課担当者

2 点目の土壌汚染につきましては、先ほど新井委員に回答させていただいた内容と一部重複してしましますが、土壌汚染が確認された区画につきましては周辺には飲用井戸がなく、また、この土壌汚染が確認された区画は盛土、舗装がされておりますので、摂取経路のリスクがない区域として形質変更時要届出区域という区域に、自主的に区域指定の申請をしております、指定区域となっている状況になります。現状はこのままでも健康被害の恐れがないとされておりますが、工事中においては、周辺に汚染土壌が飛散しないような密閉性を有するドラム缶の利用や、法令に基づいた搬出の際の届出の手続き等を踏まえまして、環境保全措置を講じて、周りに影響が出ないような措置を講じる計画としております。

焼却灰につきましては、焼成処理、造粒固化、熔融固化をして人口砂や建築資材または路盤材等に再生利用をする形になります。

後藤会長

はい、ありがとうございました。他に何かご意見は。

では次の議題でよろしいでしょうか。

一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価方法書について、交通計画課より説明をお願いいたします。

交通計画課長

交通計画課長の磯部でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

本日は、北千葉道路の環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの市長意見（案）について、ご説明いたします。

始めに、方法書の概要などについては担当から説明させていただき、市長意見（案）については、後ほど私からご説明させていただきます。なお、説明後のご質問につきましては、各担当部署から回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

交通計画課主幹

交通計画課の米花と申します。よろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

方法書の内容につきましては、前回8月の本審議会におきまして、千葉県からご説明しておりますが、交代された委員の方もいらっしゃいますので、あらためて、千葉県の資料で概略をご説明いたします。

資料3をお願いいたします。

1 ページをご覧ください。北千葉道路は、環境影響評価と都市計画手続きを並行して進めており、現在は資料で「今回公表」とあります、方法書の手続きを進めているところでございます。

2 ページをご覧ください。方法書は、8月14日から、インターネットでの公表と、千葉県都市計画課及び沿線市の窓口で9月13日まで縦覧を行い、住民等からの意見を、千葉県都市計画課で9月27日まで受け付けておりました。また、8月14日付けで、千葉県から沿線市長あてに方法書への意見照会があり、本審議会でご意見をいただいた後、千葉県に回答する予定でございます。

8 ページをご覧ください。現在検討中の道路構造でございます。道路構造については、これまでに7回開催した、国、千葉県、沿線市で構成する北千葉道路連絡調整会議などで、検討を行っております。市川市から鎌ヶ谷市までは、整備イメージ図①にあるように、一般部4車線と専用部4車線の併設構造とし、専用部は早期整備が可能な嵩上式を基本としますが、外環道路の(仮称)北千葉ジャンクションから約2kmは、外環道路との連続性を考慮し、掘割式又は地下式とし、鎌ヶ谷市から国道16号までは整備イメージ②のような構造で検討をしており、方法書の手続きを行う区間は、この外環道路から国道16号までの約15kmの区間でございます。

13 ページからは方法書の前に行われました配慮書の概要と、それに対する国土交通大臣や市民などからの意見と、その意見に対する都市計画決定権者の見解が記載されております。

19 ページには市川市長意見とそれに対する見解が記されております。

21 ページをご覧ください。方法書における環境影響評価項目が記載されております。事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握した上で、道路事業に係る主務省令に基づいて、千葉県環境影響評価技術指針などを参考とし、また、配慮書への意見や、専門家等の技術的助言などを踏まえて、項目を選定したとのものでございます。評価項目は、16項目で、表の中の白い丸が省令で示されている工事実施や道路が存在及び供用されることにより影響を受けるおそれがある環境要素の項目であり、黒い丸は、省令では示されていませんが、本事業の特性から選定した項目とのものでございます。また、表の黒枠は、配慮書で選定した項目で、今回も同様に

選定しております。

23 ページからは、各評価項目の調査・予測の手法が記載されております。

31 ページをご覧ください。

評価の手法が記載されております。評価につきましては、環境要素への影響が実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかなどについて、事業者が見解を明らかにし、基準又は目標がある場合には、その基準などと整合が図れているかを評価するとのことでございます。

次に資料 4 をお願いいたします。平成 30 年 10 月 19 日に行われました千葉県環境影響評価委員会の際の資料でございます。

1 ページをご覧ください。方法書に関する住民説明会の実施状況でございます。

縦覧期間中に、千葉県が、環境影響評価法に基づく説明会を沿線各市で開催し、本市では、8 月 29 日に「道の駅いちかわ」で、49 名の方にご参加いただきました。

2 ページをご覧ください。縦覧とあわせて、千葉県が受け付けておりました、住民等から提出された意見書の提出状況でございます。

主な意見といたしましては、基本事項として

(1) 道路計画の路線や構造などが明らかになった段階で、より詳細な方法書を公表し、関係住民の意見を聞くべきということや、

次の 3 ページの (2) 千葉県が独自に持つ環境影響評価に関する技術指針の内容を積極的に取り入れるべき、

それから (3) 現時点で計画されている区画整理や道路の新設などの事業を考慮した環境影響評価を行うべき、

それから (4) 自然環境への知識が深い市民、自然保護団体の意見を積極的に聞くべき、

また、4 ページ以降に大気汚染や騒音、振動、生態系についてのご意見がございました。

これらのご意見につきましては、準備書で見解が示されることとなります。

私からの説明は、以上でございます。

交通計画課長

引き続きまして、私のほうからは、市長意見（案）についてご説明いたします。

資料 5 をお願いいたします。

市長意見（案）は、関係課の意見を元に、庁内会議で協議し、取りまとめております。

北千葉道路の線形や構造が決まっていない現時点において、関係市として、どの程度、具体的事項に触れるべきかとも考えましたが、次回の意見提出が準備書の公表以降となりますことから、項目毎に詳細な意見を記載した意見書としていきたいと考えております。

本意見書（案）は、「1 全般事項」、「2 個別事項」、「3 その他」の三部構成となっております。

「1 全般事項」では、

(1) として、計画道路の位置や構造の検討にあたっては、大気環境や水環境など周辺環境に考慮すること、また、調査地点選定時に教育施設や福祉施設など環境の保全に配慮が必要な施設を考慮することとしております。

(2) として、今後、環境影響評価における最新の知見が得られた場合は、必要に応じて項目

や手法の見直し、追加的な調査・予測・評価を求めています。

次に、「2 個別事項」では、方法書に示されている環境要素の区分のうち、大気質、騒音、低周波音、水文環境、地盤、動植物、生態系の7項目について意見をまとめております。

(1) 大気質では、トンネル構造等から高架構造へ切り替わる地域など、道路の構造に応じた適切な調査地点や予測地点の選定、また、PM2.5については最新の予測手法が確立された際の反映等を求めています。

(2) 騒音では、大気質と同様に、道路の構造と周辺住居の状況に応じた適切な調査地点や予測地点の選定や、広範囲での予測及び評価の実施、さらに、騒音に係る環境基準の地域類型指定がなされていない地域での環境保全目標の設定を求めています。

次に2ページをお願いいたします。

(3) 低周波音では、道路の構造や周辺住居等に応じた適切な予測地点の設定と、高さ方向についての予測・評価を求めています。

(4) 水文環境では、掘削工事による地下水への影響の可能性に言及した上で、適切な調査地点等の選定と、農業用水や大町自然公園の湧水等に影響が無いよう、調査・予測・評価を求めています。

(5) 地盤では、今後の予測、調査に際し、既存の文献調査や現地調査を行い、周辺地域の地盤状況の把握に努めるよう求めています。

(6) 動植物では、今後の予測、評価に際して加えていただきたい動物や、関係市等が実施した調査結果等の精査、さらに、希少種等に関する最新の知見の反映を求めています。

(7) 生態系では、本市と松戸市にまたがる山林や梨畑など、連続した緑地空間と生態系との関係性や、大町自然公園をはじめとする、湿地及び湧水の水源への影響について予測、評価を求めています。

3ページをお願いいたします。次に、「3 その他」では、

(1) として、多くの市民が自然とふれ合う活動をしている「大町周辺の森」について、引き続き、関係団体等へ適切に情報を提供すること

(2) 及び(3)では、方法書の次に示される「準備書」においての配慮事項として、今後決定される道路の線形や構造など、工事計画の特性を踏まえ、調査地点や予測式など、予測・評価の根拠を明確にすること、

(4) では、事業実施にあたって、低公害型建設機械の導入や、工事車両走行時の周辺環境への配慮について、それぞれ記載しております。

本意見書(案)については、本日いただいたご意見を踏まえまして、千葉県に回答したいと考えております。

以上で説明は終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

後藤会長

どうもありがとうございました。今の交通計画課のご説明に対してご質問・ご意見は何かございますか。

石原委員

北千葉道路については、これまでもこの環境審議会で説明を受けているし、県にも色々聞いていますし、また、説明会にも私たちも参加したりしているので、その内容、それから、どういふふうに変わってきているのかも知っているつもりでいますので、これからもぜひ、我々にちゃんと説明してください。

今回、テーマの一番大きいのは、市のほうから意見書を出すのに、この内容がこれでいいのかというのを聞かれていると思うので、これについて、一言だけ言わせていただきます。

非常に内容が多岐にわたっていて、色々なことをことに盛り込んでいるというのを、私は高く評価しようと思っています。僕が考えていることは大体入っている。

その中で、資料4に、市民からの意見が2つ出ていて、これは多分専門的な方が書いたのだろうなと思うんですね。なかなか厳しいことも言っているのだけれど。これは、それをもう少し柔らかくしたのがちゃんとこの市長意見（案）の中に入っていると思うのですが。

ただ、1点ここの部分を入れてほしいと思ったのが、市民からの意見の3ページのところの「(4) 自然環境については、いわゆる専門家だけでなく、自然保護団体など自然環境に関心が高く、それぞれの地域の植物、動物、生態系に知識が深い市民の意見を積極的に聴くべきである」。

この部分は、市川市からの意見書の中では、3ページのその他(1)「大町周辺の森は」と限定しているのは気に食わないのだけれど、2行目から「関係団体などに対して丁寧な説明を継続して行うこと」と。要するに、決まったことはちゃんと説明しろで済ませてしまっているわけですね。

ここにはやはり、環境保全とか森の活動をやっている方が市民にはいっぱいいるわけです。こういう方々は、恐らく我々よりも、あるいは環境部や道路交通部の皆さんよりもお詳しい方は確かにいらっしゃるし、活動を通じて身近に問題点を知っている人もいるわけですよ。

だから、ここの意見をちゃんと聞きなさいという、ここはぜひ、市川市からの意見書には、この意味は入れてほしいと強く思います、というのが私からの意見です。

後藤会長

石原委員のご意見に対して何か回答はありますでしょうか。

交通計画課長

今の石原委員からのご意見につきまして、今回この案をまとめるにあたっては、環境部会という部会を設けまして、意見を取りまとめたものでございますので、この件につきましては、この部会の事務局とも相談しながら、ご意見の反映につきましては協議させていただきたいと思えます。

以上でございます。

石原委員

協議して駄目でしたというのは無いと思うんですよ。絶対それを加えるぐらいのつもりで、そこで手続きを進んでくださいということです。

後藤会長

はい。よろしいでしょうか。

交通計画課長

そういう方向で協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

後藤会長

はい、そういう方向で。

では私のほうから1点、資料5の案ですね。

2番目の個別事項の中で、大気質、騒音、3番目は低周波音と書いていますね。振動は無いのですか。それとも低周波音を振動というふうに解釈しているのでしょうか。

環境保全課長

環境保全課長の北市でございます。

今回、特に個別事項の騒音、振動に係る意見をまとめたのが私共の課でございます。

予測の中には、大気、騒音、振動と。計画では21ページになります。

事業計画上、今後環境予測、振動についても実施されるという予定になっております。しいて具体的に振動に関しては意見ということでは今回上げてはいないというのが結論でございます。

以上でございます。

後藤会長

はい、内容はわかりましたけれど、こういうものというのは、余分なことでは当然ございませんので、なるべく積極的に騒音は当然のごとく、低周波音もあるでしょうし、ということは振動もあるでしょうから、どうぞご検討ください。

他に何かご意見ありますでしょうか。

青山委員

これはいつ完成でしたっけ。あと10年後でしょうか。

交通計画課長

まだ都市計画の手続きに入っておりますので、未定でございます。

青山委員

まだ都市計画の手続きに入っているところ、ということですね。

ここに大気汚染や騒音が入っているけれど、あと10年もすれば、多分電気自動車やハイブリッド車の時代だから、自動車会社は車の排気とかそういったことよりも、いまは低周波を研究して振動が少ないタイヤを作っている。

それよりも、トンネルから一般道路に出る時の音ですね。新幹線なんか結構スピード出すから

すごい音が出るのだけれども、トラックによっては夜になるとスピードを出すから、自然環境も踏まえて騒音対策が大事ですね。特にトンネルの出入り口の騒音対策を。それと PM2.5 も敏感に調べてもらったほうがいいでしょう。

後藤会長

ちょうどいま青山委員がおっしゃった低周波音はいわゆる振動なんです。これはきちんと測っていただきたいですね。

よろしいでしょうか。

青山委員

その辺を意見書に十分に入れていただくようによろしくお願いいたします。道路が出来るまで元気で長生きするようにします。

後藤会長

はい、それでは以上でよろしいでしょうか。

活発なご意見どうもありがとうございました。それでは、この辺で議題の審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

では、これをもちまして、本日の「市川市環境審議会」を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。